

仕様書

日本貿易振興機構
人事部人事課

- 1 案件名 労働者派遣業務(熊本貿易情報センター)
 - 2 就業場所 〒860-0022 熊本県熊本市中央区横紺屋町10 熊本商工会議所
熊本貿易情報センター
 - 3 部署業務内容 食品等の輸出支援、スタートアップ企業の海外展開支援、海外企業の誘致支援など
 - 4 業務内容
 - ① イベント実施: 熊本企業(スタートアップ含む)の海外展開や、海外企業との協業促進のためのセミナー(ウェビナー)、商談会などの実施補助、書類作成補助
 - ② 情報収集・資料作成: 企業ヒアリング、ジェトロ関係者との連絡・調整、外部専門家とのスケジュール調整などの補助
 - ③ ジェトロ内外関係者との連携: ジェトロ職員や自治体関係者などとの打ち合わせ補助
 - ④ 上記①～③に関連する庶務・経理業務: メール・電話対応、オンライン面談、資料準備・整理、報告書作成やデータベース入力など
 - ⑤ その他、所長が指示する所内庶務等
- 募集人数: 1 名
出張の有無: 有 県内でのイベント実施の際、1～2回程度／年の可能性あり
残業: 法定内 60 時間程度見込まれる(契約期間内合計)
法定外 15 時間程度見込まれる(契約期間内合計)
※業務の状況により1～2時間程度の残業が見込まれる
- 5 派遣契約期間 2025年6月1日 ～ 2026年3月31日
※本契約終了後の契約更新なし。

※個別契約書の契約期間は当初最長3カ月予定。
当初契約期間終了後の個別契約期間については、別途協議のうえ定める。
 - 6 勤務時間 9:00 ～ 17:00
(休憩・休日) 休憩:12:00～13:00 休日:土日、祝日、その他ジェトロの定める休日
(勤務曜日) 月火水木金
 - 7 派遣元の要件
 - ① 参加資格を満たし、かつ「8 派遣職員の必須要件」を満たす人材の派遣が可能であること。そのための十分な登録者数を有すること。
 - ② 派遣する労働者は労使協定対象労働者とする。
 - ③ 派遣する人材は、信頼に足る人物であり、派遣元からの派遣実績があることが望ましい。
 - ④ 契約期間途中で派遣労働者が交代する場合、代替者を直ちに手配できること。
 - ⑤ 派遣法第30条に基づいて派遣労働者の労働条件を適切に管理すること。また、福利厚生等の管理が適切に行われていること。
 - ⑥ トラブルへの対応や苦情処理体制が十分に整備されていること。派遣元責任者が苦情処理等の場合に、日帰りで往復できる地域に労働者派遣を行うものであること。
 - ⑦ ジェトロの指定する派遣職員のフォローアップ体制が可能なこと(派遣元と派遣職員の面談が月1回程度、面談内容についてジェトロへの報告は3カ月に1回程度等)。
 - ⑧ すべての契約手続き、請求手続きに不備のないこと。なお、請求に係る手数料が発生する場合には、派遣元負担とする。

8 派遣職員の必須要件

- ① 本業務を遂行する上で健康状態に支障がないこと。
- ② 業務指示者に対し、的確に報告・連絡・相談ができ、機密情報、個人情報の取り扱いを理解し、適切な対応ができること。
- ③ 多岐にわたるルールを正確に理解し、的確かつスピーディーな事務処理能力を有すること。
- ④ 多様な関係者との連絡・調整業務を円滑に行えるコミュニケーション能力を有し、適切な電話・メール対応ができること。
- ⑤ 社会人としての常識・マナーを備えており、業務の質の向上や改善にも協調して取り組めること。
- ⑥ 過去に本人の技能やコンピテンシーに帰する理由により、契約を打ち切られた経験・派遣先からのクレームがないこと。
- ⑦ 企業・官公庁等での業務経験を原則として2年以上有すること。
- ⑧ 基本的なアプリケーション(Word・Excel等Officeソフトウェア、Webブラウザ、E-mail)、Teams・ZOOMなどのオンライン会議ソフトの操作に習熟しており、操作方法が不明な場合は独力で調べる等して使用できること。具体的には以下のPCスキルの項目記載の操作以上のスキルを有している(研修を受けた経験があるだけでなく、業務で使いこなしている)こと。

PCスキル

Word	ビジネス文書作成・編集、インデント、箇条書き設定、表・図形挿入と編集
Excel	データ入力・編集、関数を使った表・グラフ作成
PowerPoint	簡単なスライド作成・編集
入力速度	データの 입력は正確かつミスが少ないこと。
その他	-

外国語能力

英語	高卒程度
使用内容	-
使用頻度	-

9 その他の要望

- ① スタートアップ支援について関心があれば尚可。

10 職場の環境

- ① 管理職1名、職員1名、常勤嘱託員4名(2025年4月時点)。
- ② 主に管理職、職員が業務に関する説明、指示を行う。

11 その他

- ① 代替人員の確保
派遣労働者による理由により業務に従事できない場合は、派遣元は責任を持って代替人員の確保を図ること。ただし、業務の状況によっては、ジェットロは代替人員の派遣を求めない場合がある。
- ② 派遣労働者の交代
派遣労働者が就業に当たり、遵守すべき業務処理方法等に従わない場合、又は業務処理の能率が著しく低く派遣目的を達し得ない場合、ジェットロは派遣元にその理由を示し、派遣労働者の交代を要請することができる。また、派遣元は、派遣元の都合により派遣労働者を交代する場合には、原則として交代する日の30日前までにジェットロに連絡すること。
- ③ 出張
業務に出張が含まれる場合には、出張に関する協議書を締結することとする。

以 上